

資料編

- 資料1 都市公園と公共施設緑地
- 資料2 策定の経過
- 資料3 関係要綱及び委員等名簿
- 資料4 用語解説

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「いろいろなむしがたくさんいるまち」
光井中学校 1年 岡田颯人さん

資料1 都市公園と公共施設緑地

1 都市公園

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
街区公園	室積市場公園	0.43	—
	丸山町公園	0.38	—
	わかば公園	0.67	—
	今柵公園	0.31	—
	花園町公園	0.09	—
	宝町公園	0.17	—
	虹ヶ浜北公園	0.40	—
	浅江公園	0.10	—
	池原公園	0.10	—
	浴公園	0.10	—
	溝呂井公園	0.28	—
	新町公園	0.36	—
	岩狩公園	0.90	—
	千坊台一丁目公園	0.90	—
	千坊台二丁目公園	0.49	—
	虹ヶ浜一丁目公園	0.12	—
	今積公園	0.08	—
	長尾台公園	0.19	—
	西八幡公園	0.02	—
	平和公園	0.05	—
	神手公園	0.04	—
	岡原公園	0.04	—
	共栄公園	0.03	—
小豆尻公園	0.02	—	
未常公園	0.16	—	

区分	名称	面積 (h a)	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	中央公園	0.33	—
	小計 (26箇所)	6.76	0.00
近隣公園	虹ヶ丘公園	2.20	—
	小計 (1箇所)	2.20	0.00
総合公園	冠山総合公園	—	12.80
	小計 (1箇所)	0.00	12.80
運動公園	光スポーツ公園	—	15.20
	大和総合運動公園	—	12.30
	小計 (2箇所)	0.00	27.50
特殊公園	西部墓園	—	2.80
	伊藤公記念公園	—	1.84
	小計 (2箇所)	0.00	4.64
都市緑地	西河原緑地	0.90	—
	庁舎前緑地	0.10	—
	光つつじ苑	0.90	—
	虹ヶ浜西緑地	1.40	—
	小計 (4箇所)	3.30	0.00
	合計 (36箇所)	12.26	44.94

2 公共施設緑地

① 都市公園に準ずる公園

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
広場公園	ファミリー公園	0.38	—
	なぎさ公園	0.17	—
	熊野公園	0.22	—
	島田川河川公園	—	0.48
	島田川ふとう公園	0.26	—
	島田運動公園	0.93	—
	上島田運動公園	—	1.00
	沖田広場	0.93	—
	正門町緑地	0.12	—
	大蔵池公園	4.20	—
	室積みたらい公園	0.38	—
	旭丘北公園	0.15	—
	旭丘南公園	—	0.09
	やまと台北公園	0.08	—
	やまと台東公園	0.52	—
	光井四丁目公園	0.12	—
中央六丁目公園	0.03	—	
小計（17箇所）		8.49	1.57
墓園	大和あじさい苑	—	2.40
小計（1箇所）		0.00	2.40
合計（18箇所）		8.49	3.97

② ポケットパーク

区分	名称	面積 (h a)	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
ポケットパーク	中村町ポケットパーク	0.015	—
	今柵ポケットパーク	0.015	—
	島田三丁目ポケットパーク	0.033	—
	山田ポケットパーク	0.015	—
	鶴羽ポケットパーク	—	0.008
	光井川ポケットパーク	0.120	—
	錦町ポケットパーク	0.015	—
	冠山ポケットパーク	0.100	—
	新市ポケットパーク	0.025	—
	北町ポケットパーク	0.007	—
	西の浜海岸ポケットパーク	0.120	—
	高尾ポケットパーク	—	0.02
合計 (12箇所)		0.465	0.028

③ 児童遊園地

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
児童遊園地	伊保木児童遊園地	—	0.04
	西江ノ浦児童遊園地	0.05	—
	東江ノ浦児童遊園地	0.05	—
	上西ノ浜児童遊園地	0.01	—
	下西ノ浜児童遊園地	0.02	—
	北町児童遊園地	0.08	—
	潮浜住宅児童遊園地	0.07	—
	東ノ庄児童遊園地	0.03	—
	沖田児童遊園地	0.03	—
	室積中央町児童遊園地	0.01	—
	中松原児童遊園地	—	0.04
	後松原児童遊園地	—	0.08
	正木児童遊園地	0.04	—
	新開（シーフォートアベニュー）児童遊園地	0.03	—
	新開松原児童遊園地	—	0.02
	千坊台児童遊園地	0.06	—
	新宮児童遊園地	—	0.08
	双葉児童遊園地	0.10	—
	紺屋浴児童遊園地	—	0.02
	長尾台児童遊園地	0.04	—
	光井七丁目児童遊園地	0.03	—
	光井七丁目2児童遊園地	0.07	—
	光井七丁目3児童遊園地	0.02	—

区分	名称	面積 (h a)	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	西ヶ迫児童遊園地	0.09	—
	光井九丁目児童遊園地	0.02	—
	緑ヶ丘児童遊園地	0.05	—
	中央児童遊園地	0.04	—
	柿林神社児童遊園地	0.15	—
	和田町児童遊園地	0.14	—
	花園1区児童遊園地	0.06	—
	花園2区児童遊園地	0.06	—
	花園市住児童遊園地	0.01	—
	平岡台児童遊園地	0.03	—
	宮ノ下児童遊園地	0.04	—
	宮ノ下2児童遊園地	0.02	—
	木園児童遊園地	0.04	—
	木園製鉄児童遊園地	0.04	—
	木園台児童遊園地	0.03	—
	相生市住児童遊園地	0.02	—
	浅江神社児童遊園地	0.02	—
	平岡台市住児童遊園地	0.01	—
	筒井児童遊園地	0.14	—
	川口児童遊園地	0.04	—
	なかよし児童遊園地	0.03	—
	緑町市住A児童遊園地	0.04	—
	緑町市住B児童遊園地	0.01	—
	虹ヶ浜児童遊園地	0.02	—

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	虹ヶ浜西児童遊園地	0.17	—
	虹ヶ丘一丁目児童遊園地	0.04	—
	上ヶ原住宅児童遊園地	0.01	—
	虹ヶ丘五丁目児童遊園地	0.05	—
	虹ヶ丘サンランド児童遊園地	0.03	—
	虹ヶ丘六丁目児童遊園地	0.10	—
	虹ヶ丘七丁目児童遊園地	0.04	—
	虹ヶ丘七丁目2児童遊園地	0.04	—
	虹ヶ丘七丁目3児童遊園地	0.02	—
	丸山町児童遊園地	0.03	—
	丸山町（東）児童遊園地	0.03	—
	新幸町児童遊園地	0.05	—
	宮ノ尾住宅児童遊園地	0.18	—
	番木台児童遊園地	0.06	—
	島田五丁目児童遊園地	0.02	—
	島田五丁目児童遊園地	0.02	—
	領家台A児童遊園地	0.02	—
	領家台B児童遊園地	0.02	—
	領家台C児童遊園地	0.01	—
	石田児童遊園地	0.02	—
	石田2児童遊園地	0.003	—
	亀山児童遊園地	0.12	—
	上島田九丁目児童遊園地	—	0.02
	今積児童遊園地	0.02	—
	今積2児童遊園地	0.02	—

区分	名称	面積 (h a)	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
	今殿児童遊園地	0.01	—
	三井五丁目児童遊園地	0.02	—
	三井六丁目児童遊園地	0.02	—
	三井六丁目2児童遊園地	0.03	—
	南田児童遊園地	0.01	—
	七反田児童遊園地	0.01	—
	大景児童遊園地	0.02	—
	三井八丁目児童遊園地	0.03	—
	新岩狩児童遊園地	0.03	—
	岩狩2区児童遊園地	0.05	—
	下中郷(北)児童遊園地	—	0.01
	宮河内児童遊園地	—	0.02
	正田児童遊園地	—	0.01
	立野西庄児童遊園地	—	0.01
	立野西庄2児童遊園地	—	0.02
	黒杭児童遊園地	—	0.02
	海田児童遊園地	0.03	—
	合計(89箇所)	3.273	0.39

④ その他の緑地

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
小学校	浅江小学校	3.30	—
	島田小学校	1.12	—
	上島田小学校	0.94	—
	三井小学校	1.79	—
	周防小学校	—	1.29
	室積小学校	1.64	—
	光井小学校	1.30	—
	三輪小学校	1.98	—
	塩田小学校	—	1.09
	東荷小学校	—	0.65
	岩田小学校	2.11	—
	山口大学教育学部附属光 小・中学校	4.24	—
小計（12箇所）		18.42	3.03
中学校	浅江中学校	2.89	—
	島田中学校	2.00	—
	光井中学校	2.31	—
	室積中学校	2.46	—
	大和中学校	—	2.03
小計（5箇所）		9.66	2.03
高等学校	山口県立光高等学校	5.92	—
	山口県立光丘高等学校	5.27	—
小計（2箇所）		11.19	0.00

区分	名称	面積（h a）	
		市街化区域 ・用途地域	市街化調整区域 ・用途白地地域
幼稚園	さつき幼稚園	—	0.15
	つるみ幼稚園	0.23	—
	やよい幼稚園	0.17	—
小計（3箇所）		0.40	0.15
保育園	浅江東保育園	—	0.11
	浅江南保育園	0.08	—
	みたらい保育園	0.12	—
	大和保育園	0.21	—
小計（4箇所）		0.41	0.11
児童館	わかば児童館	0.07	—
小計（1箇所）		0.07	0.00
合計（27箇所）		40.15	5.32

※ 平成24年3月31日現在

※ 市街化区域（用途地域）と市街化調整区域（用途白地地域）とにまたがって設置された施設については、大半を占める区域に記載。

※ 山口大学教育学部附属光小学校及び中学校は同一敷地に設置されているため、小学校に記載。

資料2 策定の経過

本計画は、上位計画である「総合計画後期基本計画」及び本計画と関連の大きい「都市計画マスタープラン」と同時に策定作業を進めました。この過程で、様々な市民参画や計画づくりの啓発の機会を設けました。

1 まちづくり市民協議会

「共創と協働で育む まちづくり」という本市のまちづくりの基本理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに、市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、第3期となる「光市まちづくり市民協議会」を平成22年10月に設置し、計画策定にあたっての協議・検討を行いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月12日	委嘱状交付、計画策定の進め方、意見交換
第2回	平成23年 3月29日	アンケート調査結果の報告、まちづくり・未来ワークショップの報告等
第3回	平成23年 8月 1日	総合計画後期基本計画、都市計画マスタープランについて
第4回	平成23年11月13日	地域別まちづくり・きらめきワークショップ、アンケート調査結果の報告
第5回	平成23年12月22日	総合計画後期基本計画（案）、都市計画マスタープラン（案）、緑の基本計画（案）の中間報告
第6回	平成24年 2月15日	総合計画後期基本計画（案）について
第7回	平成24年 3月15日	都市計画マスタープラン（案）、緑の基本計画（案）について

2 アンケート調査

(1) 市民アンケート調査

「マスタープラン」と「緑の基本計画」の策定にあたり、市民がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「『都市計画マスタープラン』及び『緑の基本計画』の策定に向けた市民アンケート調査」を行いました。

○ 対象者

住民基本台帳に記載されている満16歳以上の人から無作為に抽出した2,000人（基準日：平成22年9月20日）

○ 調査方法

郵送による配布・回収（無記名回答方式）

○ 調査期間

平成22年10月18日から平成22年10月31日まで

○ 回収状況

配布数	有効配布数①	回収数②	回収率②／①
2,000票	1,990票	980票	49.2%

(2) 中学生アンケート調査

20年後の光市を担う中学生がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「20年後の『まちづくり』に向けた中学生アンケート調査」を行いました。

○ 対象者

本市に在住する中学2年生 496人

○ 調査方法

各学校を通じた配布・回収（無記名回答方式）

○ 調査期間

平成22年12月から平成23年1月まで

3 ワークショップ

(1) まちづくり・未来ワークショップ

多くの市民と未来のまちづくりを考え、さまざまな夢やアイデアを十分に反映できる計画づくりを行うため、平成22年10月から平成23年2月にかけて「まちづくり・未来ワークショップ」を4回開催し、住環境づくりや防災まちづくり、緑のまちづくり、景観まちづくりなどをテーマに意見を出し合いました。

ワークショップには、まちづくり市民協議会委員と公募に応じた市民、合わせて43人が参加しました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月23日	まちの弱みと強みを出し合おう
第2回	平成22年11月13日	光市の重点施策と役割分担をしよう
第3回	平成23年1月22日	「まちの問題・お宝マップ」を作ろう
第4回	平成23年2月19日	まち育て作戦会議

(2) 地域別まちづくり・きらめきワークショップ

地域ごとの目標や方向性の取りまとめにあたり、各地域の課題や特性を発見し、市民とともにきらめく地域を創造するため、市域を東部（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野）、西部（浅江・島田）、南部（室積・光井）、北部（三井・周防・上島田）の4地域に分け、平成23年4月から平成23年8月にかけて「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」を各地域4回、計16回開催し、住環境・防災・緑・景観などをテーマに意見を出し合いました。

地域別ワークショップには、まちづくり市民協議会委員のほか、公募に応じた市民など合わせて84人が参加しました。

	開催日	主な内容
第1回	平成23年4月21日～ 4月27日	地域別まちづくりカルテをつくろう
第2回	平成23年5月19日～ 5月25日	地域の処方箋と共通目標を考えよう
第3回	平成23年6月28日～ 7月1日	地域の元気づくりマップをつくろう
第4回	平成23年7月21日～ 8月10日	重要テーマと地域別まちづくりプラン

4 職員ワーキングチーム

中堅職員によるワーキングチームを設置し、庁内横断的な協議、検討を行いました。

5 意見募集（パブリックコメント）

立案過程における市民参画を進め、市民の意見・提言をより反映させた計画とするため、パブリックコメント制度を活用し、計画（案）を公表して意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

○ 募集期間

平成23年12月25日から平成24年1月25日まで

○ 公表場所

窓口16箇所及び市ホームページ

本庁（企画広報課、情報公開総合窓口）、大和支所、総合福祉センター、地域づくり支援センター、出張所及び公民館（島田公民館を除く）

6 その他の取組み

(1) まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」

自分たちの「まち」や身近な「ひと」など、ふるさとの素晴らしさを再発見し、将来のまちづくりへとつなげていくため、「未来に伝えたい風景」の写真を募集しました。

○ テーマ

「やさしさ」があふれ「しあわせ」を感じる「未来に伝えたい風景」

○ 募集期間

平成22年12月25日から平成23年12月31日まで

○ 対象者

光市在住者又は市内に通勤・通学等する人

○ 応募点数

68点（一般の部45点、カメラ付き携帯電話の部23点）

(2) 「未来の光市」絵画コンクール

計画づくりに将来を担う児童・生徒の参画を得るとともに、絵画を通して自分たちのまちの未来を考える機会とするため、「未来の光市」をテーマに絵画作品を募集しました。

○ テーマ

「未来の光市」

○ 募集期間

平成23年7月から平成23年9月まで

○ 対象者

市内の小・中学生

○ 応募点数

377点

資料3 関係要綱及び委員等名簿

資料編

資料編

光市まちづくり市民協議会設置要綱（平成17年4月1日光市告示第75号）

（設置）

第1条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- （2）光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

（委員）

第3条 協議会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）各界の有識者
- （2）市民活動の実践者
- （3）公募により選出された者
- （4）その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策企画部企画広報課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

まちづくり市民協議会委員

(任期：平成22年10月12日～平成24年3月31日)

氏名	所属等
石川 博之	青少年ボランティア育成協議会企画実行委員会副委員長
市川 チヅ子	NPO法人 ひかりクラブ理事
◎ 市来 健之助	人権擁護委員
岩佐 光恵	NPO法人 虹のかけ橋理事長
上野 由香	光市小中学校PTA連合会副会長
植村 芳弘	快適環境づくり推進協議会会長・前まちづくり市民協議会会長
梅本 玲子	広報ひかり 市民特派員
小田 隆紹	男女共同参画推進ネットワーク委員
河村 聡子	母子保健推進員
川村 由美子	食生活改善推進員
櫻井 真由美	山口県建築士会光支部理事
笹村 達夫	農業経営者
高村 義則	ボーイスカウト光第2団カブスカウト隊隊長
小林 久美	NPO法人 劇団たね蒔く人たち理事
田中 陽三	みんなで虹ヶ浜を楽しむ会代表
内藤 和子	都市計画審議会委員
長尾 隆	和楽輪楽一座団員
中村 修一	周防柱松保存会会長
廣政 晴美	主任児童委員
藤本 民子	室積山車保存会副会長
光井 秀樹	光商工会議所青年部副会長
宮原 博美	全日本写真連盟光支部顧問
棟近 俊彦	都市計画審議会会長
柳原 次男	光市造園協同組合代表理事
山下 千佳子	語りの会ひかり代表
○ 吉廣 幸江	環境審議会委員
魚本 宏夫	公募
川本 浅夫	〃
楠田 賢一	〃
齋藤 まゆみ	〃
城 彦二郎	〃
田嶋 義介	〃
田沼 一彦	〃
堀江 靖孝	〃

◎：会長、○：副会長

(所属等は委嘱時)

ワークショップ参加者

○ 「まちづくり・未来ワークショップ」参加者

氏名	備考
青木 哲也	公募
加藤田 清登	〃
末岡 美由紀	〃
仲山 哲男	〃
福田 雅士	〃
藤田 美代子	〃
守末 道代	〃
山本 善彦	〃
吉 廣 悟	〃

(まちづくり市民協議会委員は省略)

○ 「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」参加者

□ 東部地域

氏名	備考
寺崎 益 朗	岩田駅周辺整備市民検討会議会長
竹内 一	岩田駅周辺整備市民検討会議委員
轟 紀 子	〃
岩神 幸 二	地域代表（岩田・三輪地区）
堀尾 毅	〃
山下 瑞 穂	〃
岡田 すみ代	地域代表（塩田地区）
神田 英 俊	〃
家永 晴 夫	地域代表（束荷地区）
秋山 孝	〃
岩竹 辰 雄	公募

□ 西部地域

氏名	備考
金森 豊	地域代表（浅江地区）
河埜 正 男	〃
末岡 誠	〃
中村 逸 也	〃
仁藤 行 正	〃
福森 宏 昌	〃
秦 辰 也	地域代表（島田地区）
田原 三 郎	〃
見村 興 哉	〃
見村 美津子	〃
山本 俊 男	地域代表（中島田地区）
瀬山 匡 之	〃
兼清 公 英	公募

□ 南部地域

氏名	備考
澤井政一	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議会長
柏谷昌宏	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議副会長
岩本政幸	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議委員
小西義人	〃
室本定男	〃
青木千歳	地域代表（室積地区）
小野彰三	〃
富谷英司	〃
松岡 栄	〃
大嶋浩一	地域代表（伊保木地区）
石井京子	地域代表（光井地区）
田村文代	〃
山根 武	〃
村元友子	〃
末岡美由紀	公募
仲山哲男	〃

□ 北部地域

氏名	備考
尾崎佳正	地域代表（三島地区）
田中道子	〃
福原宏子	〃
松本年正	〃
田中和子	地域代表（周防地区）
田中 忠	〃
田中秀一	〃
有延博之	公募
桑原芳晴	〃
守末道代	〃
山本善彦	〃

(いずれの地域もまちづくり市民協議会委員は省略)

光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム設置要綱（平成23年1月25日光市訓令第1号）

（設置）

第1条 光市総合計画後期基本計画、光市の都市計画に関する基本的な方針及び光市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「各計画」という。）の策定に当たり、部局横断的な協議、検討及び立案を図るため、光市プロジェクトチーム設置規程（平成16年光市訓令第1号）に基づき光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（職務）

第2条 チームの職務は、各計画に掲げる具体的な取組に関し、協議し、提言し、及び提案することとする。

（構成）

第3条 チームは、30人以内の構成員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

2 メンバーは、市長が任命する。

3 チームにチーフ及びサブチーフ各1人を置き、チーフは、チームの会務を総括し、サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故があるとき等は、その職務を代理する。

4 チーフ及びサブチーフは、メンバーの互選によりこれを定める。

（設置期間及び任期）

第4条 チームの設置期間は、平成24年3月31日までとする。

2 メンバーの任期は、チームの設置期間とする。

（会議）

第5条 チームの会議（以下「会議」という。）は、政策企画部長の求めに応じてチーフが招集する。

2 会議の議長は、チーフをもって充てる。

3 会議には、メンバーのほか必要に応じてチーフが認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 チームの庶務は、政策企画部企画広報課及び建設部都市整備課において行う。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チーフが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月28日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行後、最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、政策企画部長が招集する。

(失効)

3 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

ワーキングチームメンバー

	氏名	所属
	山岡 幸治	政策企画部財政課
	益田 圭一	政策企画部行政改革推進室
	縄田 光洋	総務部総務課
◎	小野 賢治	総務部情報推進課
	小熊 俊宏	市民部市民課
	古田 壮史	市民部税務課
	海老本 麻紀	市民部生活安全課
	中原 陽子	大和支所住民福祉課
	小枝 淳志	環境部環境政策課
	梅本 修	環境部環境事業課
	国光 博己	環境部下水道課
	中田 博行	福祉保健部社会福祉課
○	志熊 裕子	福祉保健部介護保険課
	吉永 晋太郎	福祉保健部子ども家庭課
	田中 満喜	福祉保健部健康増進課
	杉本 崇	経済部農業耕地課
	山口 正人	経済部水産林業課
	松尾 真	経済部商工観光課
	周田 義之	建設部土木課
	沖本 俊幸	建設部建築住宅課
	石田 真由美	会計課
	森下 真由美	教育委員会教育総務課
	河本 政之	教育委員会学校教育課
	西 優	教育委員会文化・生涯学習課
	棟近 法之	消防本部総務課
	中西 伸	水道局業務課
	中本 信一	病院局管理部経営企画課

◎：チーフ、○：サブチーフ

(所属は任命時)

資料4 用語解説

見出し	語句	解説
あ行	運動公園	主として運動の用に供することを目的として設置される都市公園。
	オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称している。
	おっぱい都市宣言	単に母乳育児推進にとどまらず、胸（おっぱい）で子どもをしっかりと抱きしめ、語りかけ、見守り、温かく優しい気持ちを持って子育てをする「おっぱい育児」を推進し、さらには、市民が温かく子育てを見守り、温かい心で人と人とが連携し、母と子と父、そして人にやさしいまちづくりを推進していく決意を表す宣言。
か行	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園。
	快水浴場百選	個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として、環境省が選定した100箇所の快適に泳げる海や湖。
	開発行為	主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。民間事業者が行う団地造成などが該当する。
	環境基本条例	環境の保全、創造及び再生についての基本理念を定め、市民との協働により環境自治体の実現を目指すことを目的に、平成19年4月に施行した「光市環境基本条例」のこと。
	幹線道路	全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。
	協働	自立した対等な立場のもの同士が、各々の異なる知識や資源を持ち寄って共通の目的のために働くこと。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園。

見出し	語句	解説
か行	景観計画 原生自然環境保全地域 建築協定 コミュニティ	<p>景観法の規定により策定することができる「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画の対象となる景観計画区域を設定し、区域内での良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項を定めることができる。</p> <p>環境基本条例に基づき指定した、自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態が維持されており、かつ、自然の法則と教訓を後世に残すべき貴重な資産であると認められる地域。</p> <p>市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定。</p> <p>人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団のこと。地域社会、共同体ともいう。</p>
さ行	市街化区域 市街化調整区域 自然環境保全地域 自然敬愛基本構想 自然敬愛都市宣言 自然公園区域	<p>既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。</p> <p>市街化を抑制すべき区域。</p> <p>環境基本条例に基づき指定した、自然環境が豊かに残されている区域のうち、森林・溪谷等で良好な自然環境を形成している地域。</p> <p>自然環境の保全や人と自然がふれあう魅力ある地域の創造など、自然と人間が共生できる社会づくりに向けての必要な考え方をまとめたもの。</p> <p>本市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継いでいくため、自然の恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを推進していく決意を表す宣言。</p> <p>優れた自然の風景地を保護し生物の多様性の確保等に寄与するため、自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園、県立自然公園の区域のこと（本市内には、国定公園はない）。土地利用に制限が課されており、特別地域、普通地域に区分される。</p>

見出し	語句	解説
さ行	<p>住区基幹公園</p> <p>親水空間</p> <p>森林浴の森日本100選</p> <p>水源のかん養</p> <p>総合計画</p> <p>総合公園</p>	<p>主として市民の日常的な利用を目的とする都市公園の総称。街区公園、近隣公園及び地区公園の身近な公園をいう。</p> <p>水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めるために設置された緑地や公園など。</p> <p>日本の森林を21世紀に引き継ぐため、また、自然保護の精神を養い国民の健康増進に役立てることを目的として緑の文明学会と緑の文明総合研究所が選定した、100箇所の身近な森林。</p> <p>水源の水質や水量等の状態を良い方向に育てること。</p> <p>福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していくために策定する計画で、市町村の最高位に位置する計画。</p> <p>休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として設置される都市公園。</p>
た行	<p>地域森林計画</p> <p>中山間地域</p> <p>鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>特殊公園</p> <p>都市基幹公園</p>	<p>森林法に基づき都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別（158計画区）に5年ごとに10年を一期として策定する計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。</p> <p>平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域。</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域。</p> <p>資源によって立地が制約されるものや利用の特殊な公園。歴史公園、墓園などに分類される。</p> <p>都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模公園。市民全般を対象としたもので、総合公園と運動公園によって構成される。</p>

見出し	語句	解説
た行	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるため、県が指定する区域。
	都市計画道路	健全な市街地の形成と良好な都市形成に寄与する都市の基盤となる施設であり、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。
	都市計画マスタープラン	都市計画法の規定により策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画やまちづくりの指針となるもの。本市では、建設事業を中心とする都市づくりに関する長期的な指針としても位置付けている。
	都市公園	地方公共団体が設置する公園や緑地で、設置や管理に関する一定の基準等が定められているもの。街区公園、近隣公園、運動公園、総合公園などに分類される。
	都市緑地	都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
	土地区画整理事業	道路、公園など公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更を一体的に行う事業。
な行	日本の渚・百選	海の恵みに感謝し、海を大切にす国民の心をはぐくむことを目的として、日本の渚百選中央委員会が選定した 100 箇所の優れた渚。
	日本の白砂青松 100 選	白砂青松の松林の保全と回復を図ることを目的として、社団法人日本の松の緑を守る会が選定した、100 箇所の日本の景勝地。
	農業振興地域	一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で一定の要件を備えるものについて県が指定する地域。
	農地転用	農地（耕作の目的に供される土地）を住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外のものに転換すること。
	農用地区域	農業振興地域内の土地で、農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。

見出し	語句	解説
は行	保安林区域	重要な水源域である森林など、特に森林のはたらきを確保していく必要がある森林の区域。
ま行	緑のカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
や行	やまぐち森林づくり県民税	荒廃が深刻化している森林を、適正に維持・管理し、県民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、森林の整備を目的とした山口県独自の政策税制。納められた税金は、山口県の特性を踏まえたモデル事業や森林ボランティア活動に対する支援などに活用される。
	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、またすべての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方。
	用途地域	都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図るため、区分を定めた地域。
ら行	緑被率	一定の面積の中に樹林等が生育している面積の割合のこと。
	緑化率	建築物の敷地面積や道路延長に対する緑地面積、緑化延長の割合のこと。
わ行	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら、問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習会。例えば、地域づくり活動において、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で地域の将来像を話し合い、出された意見をグループごとに取りまとめて発表するなど、意見聴取や意見集約を図る手法。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
一般の部 入賞



「波打ち際と子ども達」（撮影場所：虹ヶ浜海岸）

わかば児童館